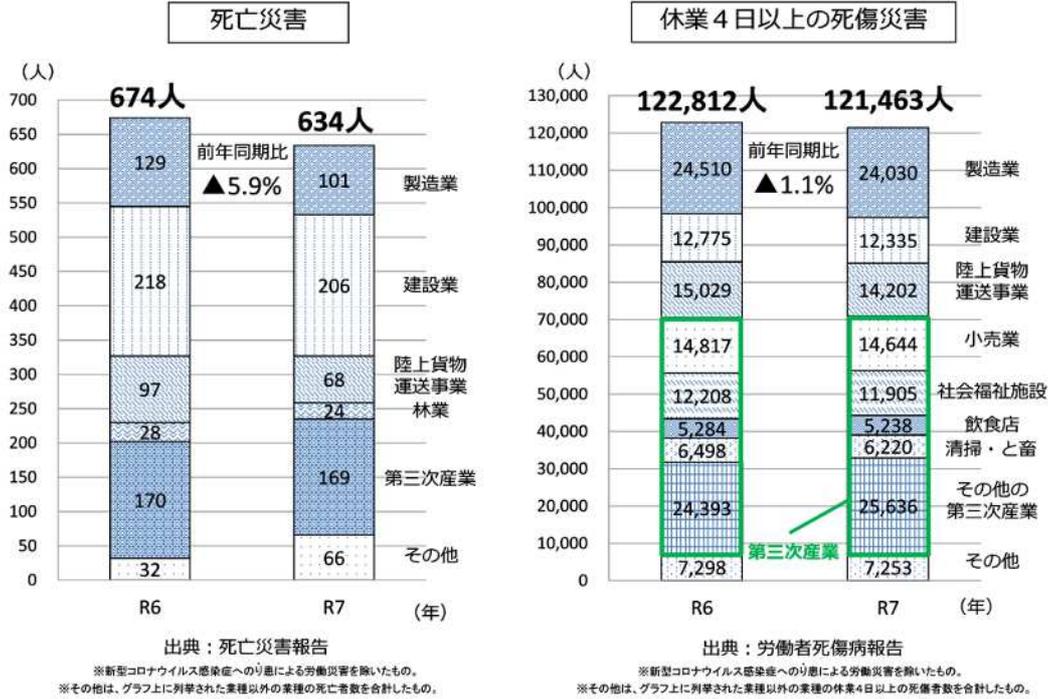


川越ろうきニュース

令和7年の全国の労働災害の発生状況の速報値をお知らせします

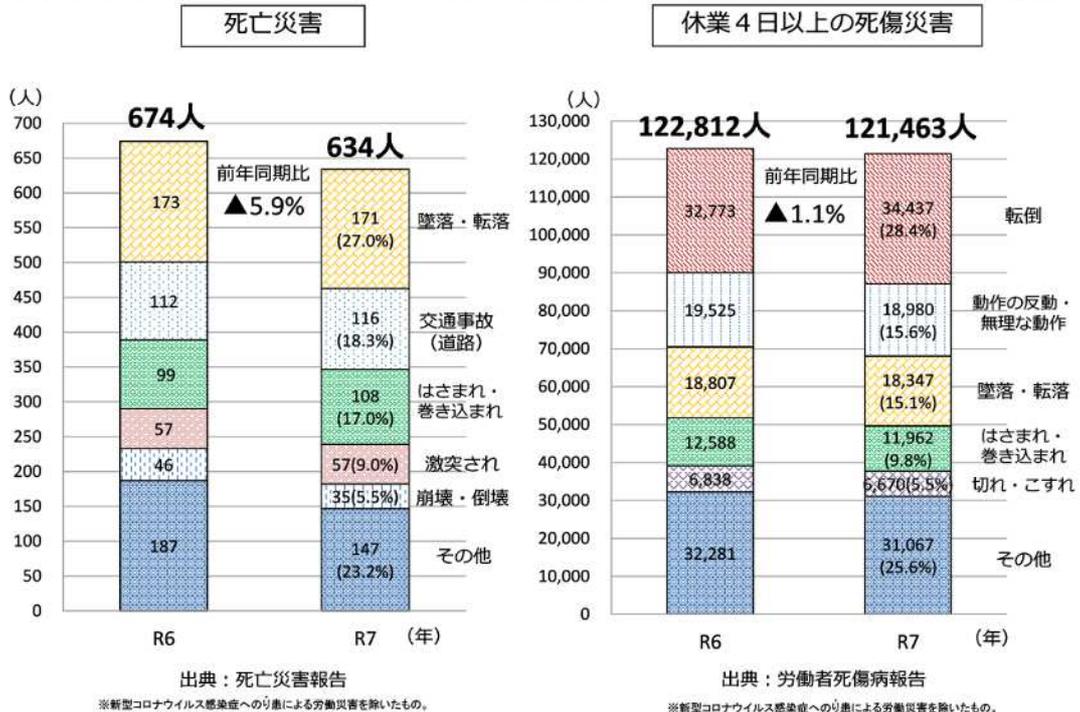
令和7年労働災害発生状況（令和8年1月速報値・業種別）

※ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに発生した労働災害について、令和8年1月7日までに報告があったものを集計したものとします。



令和7年労働災害発生状況（令和8年1月速報値・事故の型別）

※ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに発生した労働災害について、令和8年1月7日までに報告があったものを集計したものとします。



最低賃金をチェックしましょう！

令和7年11月1日に埼玉県地域別最低賃金額が時間額1,141円に改定されました。
令和7年12月1日に改定された特定（産業別）最低賃金額と合わせて、以下のポイントで支払賃金額の点検を行いましょ。

【問題となる例】

- ・見習いのアルバイトや高齢者は、能率が一人前でないからと最低賃金額未満にしていた。
最低賃金制度は年齢や働き方の違いにかかわらず、原則として全ての労働者に適用されます。
- ・特定最賃が適用となる業種だが、地域最賃をもとにパートの時給額を設定していた。
同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額を支払う必要があります。
- ・正社員の固定の月給額が、通勤手当を含めないと地域最賃未満になってしまった。
月給制の場合、一年間における一月平均所定労働時間数で除した金額が最低賃金額を下回っていないか点検します。
(なお、固定給と歩合給で構成される場合、歩合給は総労働時間数で除して得た単価を、固定給部分から算出した単価に合算して点検します)
算定基礎に含めるのは1か月毎に支払われる基本給と諸手当ですが、諸手当には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含めません。

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

埼玉県 最低賃金

令和7年11月1日 時間額 **1,141**円 ^{63円 UP}

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金に関する特設サイト

賃金引き上げ特設ページ

業務改善助成金

厚生労働省

埼玉県の特定（産業別）最低賃金が改正されました

令和7年12月1日発効

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

時間額 1,161円



埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

時間額 1,177円



埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 1,168円



埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 1,165円



埼玉県自動車小売業最低賃金

時間額 1,152円



※ 各特定最低賃金のイラストは、適用業種における製品（埼玉県自動車小売業は事業場）の一部を想定して作成したものです。各特定最低賃金の適用の詳細は、埼玉労働局ホームページにてご確認ください。



厚生労働省 埼玉労働局

